

選択式試験 模範解答

[労働基準法及び労働安全衛生法]

- A : すべての者 労働基準法 10 条
- B : 経済生活の安定 最判 S.44.12.18
福島県教組
- C : 生活保障 最判 S.62.7.17
ノース・ウエスト航空
- D : 勧告 労働安全衛生法 13 条 3 項
- E : 作業方法 労働安全衛生規則 15 条 1 項

[労働者災害補償保険法]

- A : 通勤災害
- B : 孫，祖父母及び兄弟姉妹 則 8 条
- C : 継続的に又は反復して 則 8 条
- D : 2 週間以上 則 7 条
- E : 労働保険審査会 法 38 条 2 項

[雇用保険法]

- A : 同一の事業主の適用事業 法 37 条の 2 第 1 項
- B : 短期雇用特例被保険者 法 37 条の 2 第 1 項
- C : 高年齢求職者給付金 法 37 条の 2 第 1 項
- D : 1 年 法 37 条の 4 第 4 項
- E : 7 日 法 37 条の 4 第 5 項，法 21 条

[労務管理その他の労働に関する一般常識]

- A : 団体交渉 日本国憲法 28 条
- B : 団体行動 日本国憲法 28 条
- C : 労働組合 労働組合法 1 条 2 項

D : 争議行為 労働関係調整法 7 条

E : 作業所閉鎖 労働関係調整法 7 条

[社会保険に関する一般常識]

A : 1 万 児童手当法 6 条 1 項 , 同法附則 7 条 4 項

B : 3 児童手当法 6 条 1 項

C : 12 児童手当法附則 7 条 1 項

D : 5 千 児童手当法附則 7 条 4 項

E : 最高裁判所長官 児童手当法 17 条 1 項

[健康保険法]

A : 3 月 31 日 法 40 条 2 項

B : 100 分の 1.5 法 40 条 2 項

C : その年の 9 月 1 日 法 40 条 2 項

D : 100 分の 1 法 40 条 2 項

E : 社会保障審議会 法 40 条 3 項

[厚生年金保険法]

A : 1,000 基金令 1 条 1 項

B : 5,000 基金令 1 条 2 項

C : 地方厚生局長 基金則 1 条 2 項

D : 代 行 法 81 条の 3 第 1 項

E : 50 経過措置令 (平 6) 22 条 1 項

[国民年金法]

A : 60 歳以上 65 歳未満 法附則 9 条の 2 第 1 項

B : 任意加入被保険者 法附則 9 条の 2 第 1 項

C : 65 歳 法附則 9 条の 2 第 1 項 , 法 28 条 1 項

D : 付加年金 法 28 条 1 項

E : 老齡又は退職 法 28 条 1 項

択一式試験 解答解説

労働基準法及び労働安全衛生法

[問 1] 正解 D

- A : x 法 2 条 2 項において、「労働者及び使用者」の双方に対して、「労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない」と定めている（法 2 条 2 項）。
- B : x 法 3 条が禁止する労働条件についての差別的取扱いには、「雇入れにおける差別は含まれない」とするのが最高裁判所の判例である（法 3 条，最大判 S.48.12.12 <三菱樹脂>）。
 ㊦ 最高裁判所の判例によれば，法 3 条の規定は，「雇入れ後における労働条件についての制限であって，雇入れそのものを制約する規定ではない」とされ，「企業者が特定の思想，信条を有する者をその故をもって雇い入れることを拒んでも，それを当然に違法とすることはできない」とされている。
- C : x 「差別的取扱いをする」とは，「不利に取扱う場合のみならず有利に取扱う場合も含む」とされており，女性を男性より有利に取扱う場合も，法 4 条で禁止する差別的取扱いに含まれる（法 4 条，H.9.9.25 基発 648 号）
- D : 法 5 条。
 ㊦ 使用者は，暴行，脅迫，監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって，労働者の意思に反して労働を強制してはならず，これに違反した場合は，労働基準法上最も重い「1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金」に処せられる。
- E : x 労働審判員としての職務は法 7 条の「公の職務」に該当するため，使用者は，本肢の労働者の請求を拒むことはできない（法 7 条，H.17.9.30 基発 0930006 号）。
 ㊦ 国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務，例えば，「衆議院議員その他の議員，労働委員会の委員，陪審員，検察審査員，労働審判員，裁判員，法令に基づいて設置される審議会の委員等の職務」は，法 7 条の公の職務に該当する。

[問 2] 正解 B

- A : x 労働基準法で定める基準に違反する（＝基準に達しない）労働条件を定める労働契約は，その部分についてのみ無効となり，基準より労働者に有利な（＝基準を超えている）ものも含めて無効となるわけではない（法 13 条）。
- B : 法 15 条 1 項，則 5 条 1 項。
 ㊦ なお，「労働契約の期間に関する事項，就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」は，労働契約締結時の労働条件の明示事項ではあるが，就業規則の必要記載事項ではない。
- C : x 本肢の解雇制限期間中の者であっても，「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」は，解雇することができる（法 19 条 1 項ただし書）。
 ㊦ なお，この場合，その事由について行政官庁の認定を受けなければならないこととされている。
- D : x 本肢の違法な即時解雇の場合は，使用者が即時解雇を固執する趣旨でない限り，通知後法 20 条の 30 日の期間を経過するか，又は，通知後法 20 条の解雇予告手当の支払いをしたとき，のいずれか早いときから解雇の効力が生ずるとするのが最高裁判所の判例である（法 20 条，最判 S.35.3.11 細谷服装）。
- E : x 労働者の帰責性が軽微な場合は，解雇予告及び解雇予告手当の支払の義務を免

れることはできない(法 20 条 1 項ただし書, S.31.3.1 基発 111 号)。㊦ 解雇予告の除外事由である「労働者の責めに帰すべき事由」とは, 解雇予告制度により労働者を保護するに値しないほどの重大又は悪質な義務違反ないし背信行為が労働者に存在する場合をいい, 軽微な場合は, 原則として, 解雇予告の除外認定を受けることはできないため, 解雇予告及び解雇予告手当の支払義務を免れることもできない。


[問 3] 正解 A

- A : × 就業規則の作成に係る常時 10 人以上の労働者数には, 週の所定労働時間数にかかわらず, すべての労働者が含まれる(法 89 条ほか)。
- B : 法 89 条, H.11.3.31 基発 168 号。㊦ なお, 一部の労働者のみに適用される別個の就業規則を作成する場合は, 就業規則の本則において当該別個の就業規則の適用の対象となる労働者に係る適用除外規定又は委任規定を設けることが望ましいとされている。
- C : 法 89 条。㊦ 法 89 条 1 号から 3 号の各事項が「絶対的必要記載事項」であり, 同法 89 条 3 号の 2 から 10 号の各事項が「相対的必要記載事項」である。このほかに, 使用者が任意に記載し得る「任意的記載事項」があるが, 法定記載事項ではないため, 考慮する必要はない。
- D : 法 90 条 1 項。㊦ なお, 就業規則の作成又は変更に当たり, いずれも, 労働者の過半数で組織する労働組合(当該労働組合がない場合は, 労働者の過半数代表者)の意見を聴かなければならないが, 同意を得る必要はない。
- E : 法 106 条, 則 52 条の 2。㊦ 就業規則の周知は, 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し, 又は備え付けること, 書面を労働者に交付すること, 磁気テープ, 磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し, かつ, 各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること, のいずれかの方法によらなければならないとされている。






[問 4] 正解 B

- A : × 労働協約に定めがある場合は, 小切手や自社製品などの現物給与で賃金を支払うことができる(法 24 条 1 項ただし書)。㊦ 通貨以外の現物給与での賃金の支払いが認められているのは, 法令に別段の定めがある場合(現在, 現物給与について定めている法令はない), 労働協約に別段の定めがある場合, 厚生労働省令で定める賃金について確実な支払い方法で厚生労働省令で定めるものによる場合(退職手当の小切手払い等), のいずれかである。
- B : 法 24 条 1 項ほか。㊦ 労働者の親権者その他の法定代理人に支払うこと, 労働者の委任を受けた任意代理人(弁護士はこれに該当する)に支払うことは, いずれも法 24 条の直接払いの原則に違反する。なお, 妻子等の使者に支払うことは, 違反しないものとされている。
- C : × 譲渡人である労働者が賃金債権(賃金の支払いを受ける権利)を第三者に譲渡した場合であっても, 「賃金債権の譲受人は, 自ら使用者に対してその支払いを求めることは許されない」とするのが, 最高裁判所の判例である(法 24 条 1 項, 最判 S.43.3.12 小倉電話局)。㊦ 労働者が賃金債権を他人に譲渡した場合に, 譲受人に賃金を支払うことは, 法 24 条の直接払いの原則に違反すると解されている。
- D : × 本肢の労働者が解雇無効期間中に他の職に就いて得た利益について, 使用者が, 当該解雇無効期間中に本来支払うべき賃金額のうち平均賃金の 6 割を超える部


分から当該利益を控除することは許される，とするのが最高裁判所の判例である（法 24 条 1 項，民法 536 条 2 項，最判 S.63.4.2 あけぼのタクシー）。

- E : x 前半はそのとおり正しいが，後半において，年俸制の労働者の賃金について，毎月均等額で支払う必要はない（法 24 条 1 項ほか）。 例えば，年俸額（600 万円）の 16 分の 1（375,000 円）を毎月支払い，16 分の 2（750,000 円）を 6 月と 12 月の賞与として支払うこともできる。なお，年俸制において，平均賃金を計算する場合は，年俸額の 12 分の 1 に相当する額を 1 カ月分の賃金として算定しなければならないものとされている。

[問 5] 正解 D

- A : 法 32 条，法 37 条 1 項，S.47.9.18 基発 602 号。 特殊健康診断の受診に要した時間は労働時間と解されるため，法定労働時間外に受診した場合は，時間外労働に係る割増賃金を支払わなければならない。
- B : 法 32 条，法 37 条 1 項，S.63.3.14 基発 150 号・婦発 47 号。 参加を命じられるなど出席の強制がある場合は労働時間とみなされるため，法定労働時間を超えて会議が行われた場合は，時間外労働に係る割増賃金を支払わなければならない。なお，出席の強制がない自由参加の場合は，労働時間とはみなされない。
- C : 法 32 条，法 37 条 1 項，S.47.9.18 基発 602 号。 安全委員会の会議の開催に要する時間は労働時間と解されるため，法定労働時間外に行われた会議に参加した場合は，時間外労働に係る割増賃金を支払わなければならない。
- D : x 本肢の使用者は，時間外労働に係る割増賃金を支払わなければならない（法 32 条，法 37 条 1 項，H.11.3.31 基発 168 号）。 本肢における待機時間は，労働者の自由利用が保障されていないため，実際に来客がなかった場合であっても，休憩時間とはみなされず労働時間となる。したがって，この日の総労働時間は，法定労働時間を超えていることになり，時間外労働に係る割増賃金を支払わなければならない。
- E : 法 32 条，法 37 条 1 項，S.47.9.18 基発 602 号。 一般健康診断の受診に要した賃金の支払いについて，当該一般健康診断は，業務遂行の関連において行われるものではないので，その受診のために要した時間については，当然には使用者の負担すべきものではなく労使協議して定めるべきものであるとされている。なお，同通達では，当該受診に要した時間の賃金を使用者が支払うことが望ましいとされている。

[問 6] 正解 E

- A : x 休憩時間中の外出について所属長の許可を受けさせることも，事業場内において自由に休息することができる場合には，必ずしも違法とならない（法 34 条，S.23.10.30 基発 1575 号）。
- B : x 本肢の場合，労働時間が 6 時間を超えていないため，休憩時間を与える必要はない（法 34 条 1 項）。
- C : x 労働者に一斉に休憩を与えないこととするためには，「所轄労働基準監督署長の許可」ではなく，「労使協定」を締結しなければならない（法 34 条 2 項）。 「建設の事業（法別表 1 の 3 号）」は，一斉休憩の適用除外事業には該当しないため，休憩を一斉に与えなければならないが，当該事業場において労使協定を締結した場合は，交替で休憩を与えることができる。
- D : x 休日は，原則として一暦日（午前 0 時から午後 12 時までの 24 時間）を単位として与えなければならないが，本肢のような 8 時間 3 交替制勤務の事業場では，

継続 24 時間の休息を休日として与えても差し支えないものとされている（法 35 条，S.63.3.14 基発 150 号）。

- E： 法 35 条，S.63.3.14 基発 150 号。☒ 休日の振替は，4 週 4 日の休日が確保されるものでなければならず，さらに，休日を振り替えたことによって当該週の労働時間が週の法定労働時間を超えるときには，その超えた時間は時間外労働となり，時間外労働に関する労使協定及び割増賃金の支払が必要である。

[問 7] 正解 C

- A：× 「労働者の外泊について使用者の承認を受けさせること」は，事業の附属寄宿舍に寄宿する労働者の私生活の自由を侵す行為に該当するため，禁止されている（法 94 条 1 項，寄宿舍規程 4 条 1 号）。☒ なお，当該行為については，罰則は設けられていない。
- B：× 使用者が，「事業の附属寄宿舍の寮長を選任」することは，寄宿舍生活の自治に必要な役員の選任に干渉する行為に該当するため，禁止されている（法 94 条 2 項）。
- C： 法 95 条 1 項。☒ なお，1 人でも労働者を寄宿させる使用者は，寄宿舍規則の作成又は変更並びに所轄労働基準監督署長への届出が義務づけられている。
- D：× 「当該事業場に，労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合，労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者」ではなく，「寄宿舍に寄宿する労働者の過半数を代表する者」の同意を得なければならない（法 95 条 2 項）。☒ なお，寄宿舍規則の記載事項のうち，「建設物及び設備の管理に関する事項」については，同意を得る必要はない。
- E：× 「工事着手 30 日前まで」を「工事着手 14 日前まで」に置き換えると正しい内容となる（法 96 条の 2 第 1 項）。☒ なお，「厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業」の附属寄宿舍を設置し，移転し，又は変更しようとする場合についても，危害防止等に関する基準に従い定めた計画を届け出なければならないが，この場合は，労働者数が 10 人未満であっても届出義務が生ずる。

[問 8] ~ [問 10] は，労働安全衛生法

[問 8] 正解 C

- A： 法 17 条 1 項，法 18 条 1 項，令 8 条，令 9 条。☒ 安全委員会を設置すべき事業場は，事業の種類に応じ，常時 50 人以上又は 100 人以上の労働者を使用する事業場であり，衛生委員会を設置すべき事業場は，常時 50 人以上の労働者を使用するすべての業種の事業場であるため，安全委員会を設けなければならない事業場においては，衛生委員会についても設けなければならないことになる。
- B： 法 19 条 2 項 3 号。☒ 衛生委員会の構成員には，必ず産業医を加えなければならないこととされており，安全衛生委員会についても，産業医のうちから事業者が指名した者をその構成員とすることとされている。
- C：× 委員会の構成員の員数については，事業場の規模，作業の実態に即し，適宜に決定すべきものであるとされている（法 19 条，S.41.1.22 基発 46 号）。
- D： 法 18 条，則 23 条 1 項。☒ 事業者は，安全委員会，衛生委員会，安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにしなければならないものとされている。
- E： 法 17 条，則 23 条 3 項。☒ 事業者は，委員会の開催の都度，遅滞なく，委員会における議事の概要を，常時各作業場の見やすい場所に掲示し，又は備え付け

るなどの所定の方法によって労働者に周知しなければならない。

[問 9] 正解 A

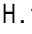


- A : × 面接指導は、本肢の要件に該当する労働者の申出により行うものとされている（法 66 条の 8 第 1 項，則 52 条の 3 第 1 項）。**参** この申出は、本肢の超えた時間の算定に係る期日後、遅滞なく、行うものとされており、この場合、事業者は、遅滞なく、面接指導を行わなければならないこととされている。なお、産業医は、当該労働者に対して、面接指導の実施の申出を行うよう勧奨することができる。
- B : 法 66 条の 8，H.20.3.14 基安労発 0314001 号。**参** 本肢の小規模事業場の事業者についても面接指導等に係る規定は適用されるが、事業者自らが医師を選任し、面接指導を実施することが困難な場合には、地域産業保健センターの活用を図るものとされている。
- C : 法 18 条，則 22 条 9 号。**参** 脳・心臓疾患の労災認定件数が高い水準で推移しており、事業場において労使が協力して長時間労働による健康障害の防止対策を推進する重要性が増していることから、衛生委員会の付議事項（調査審議事項）として明記されたものである。
- D : 法 66 条の 8 第 4 項。**参** 当該医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく、行わなければならない。
- E : 法 66 条の 8 第 3 項，則 52 条の 6。**参** 労働安全衛生規則 52 条の 5 に定める事項には、面接指導の実施年月日、当該労働者の氏名、面接指導を行った医師の氏名、当該労働者の疲労の蓄積の状況、当該労働者の心身の状況とされている。

[問 10] 正解 C




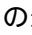
- A : × 「所轄労働基準監督署長」を「登録教習機関」に置き換えると正しい内容となる（法 61 条，則 80 条）。**参** なお、技能講習を行った登録教習機関は、当該講習を修了した者に対し、遅滞なく、技能講習修了証を交付しなければならない。
- B : × 本肢の場合は、フォークリフト運転技能講習を修了したことを証する書面を携帯していなければならない（法 61 条 3 項）。**参** 就業制限業務に就くことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならないこととされている。
- C : 法 59 条 3 項，則 36 条。**参** 本肢の特別教育を行った事業者は、当該特別教育の所定の事項について記録を作成して、3 年間保存しておかななければならない。編中：本肢の業務については、正しくは、「最大荷重が 1 トン未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務」である。
- D : × 本肢の業務は、法 61 条 1 項の就業制限業務に該当するため、当該規定は除外されない（法 61 条 1 項，令 20 条）。**参** したがって、フォークリフト運転技能講習を修了した者等一定の資格を有する者でなければ、当該業務に就かせることはできない。
- E : × 本肢の場合は、労働安全衛生法の罰則規定が適用される（法 61 条 2 項，法 120 条 1 号）。**参** 所定の資格を有せずに就業制限業務を行った者（本肢の場合の個人事業主を含む。）は、50 万円以下の罰金に処せられる。

労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。）

[問 1] 正解 C

- A : × 労働者を使用する事業のうち、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法別表 1 に掲げる事業を除く。）や暫定任意適用事業で任意加入の認可を受けていない事業については労災保険法は適用されないため、労災保険法による保険給付は行われない（法 3 条 2 項）。
- B : × 特別加入者であっても、一部の者を除き、通勤災害に関する保険給付を受けることができる。また、すべての特別加入者について、保険給付のうち二次健康診断等給付を受けることはできない（法 34 条 1 項、法 35 条 1 項、法 36 条 1 項、H.13.3.31 基発 233 号）。 一人親方等の特別加入者の一部の者（個人タクシー業者、個人貨物運送業者、個人水産業者、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者、家内労働者）については、通勤災害に関する保護制度は適用されないこととされている。
- C : 法 7 条 1 項 1 号、労働基準法施行規則 35 条、同則別表 1 の 2、H.12.12.25 労働省告示 120 号。 業務上の疾病に該当するものについては、「労働基準法施行規則別表 1 の 2 及びそれに基づく告示」において規定されており、これに該当しないものは、業務上の疾病とは認められないこととされている。
- D : × 通勤による疾病は、厚生労働省令で定めるものに限られており、厚生労働省令においては、「通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病」とされているが、その具体的な範囲は告示されていない（法 22 条 1 項、則 18 条の 4）。
- E : × その後に引き続いて生ずる事由に係る保険給付（傷病補償年金又は傷病年金を除く。）についても、当該被災者等からの請求に基づいて保険給付が行われることとされている（法 12 条の 8 第 2 項・4 項、法 22 条～法 26 条）。 なお、その後に引き続き生ずる事由に係る傷病補償年金又は傷病年金については、所轄労働基準監督署長の職権により行われる。

[問 2] 正解 D

- A : 法 8 条 1 項。 なお、本肢の算定事由発生日には、保険事故のうち「障害」は含まれないものとされている。
- B : 法 8 条 2 項、則 19 条 1 項。 平均賃金相当額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、法 8 条 2 項では「政府」が算定する額を給付基礎日額とすることとされているが、具体的には、厚生労働省令で定める給付基礎日額の特例的な算定方法に基づいて「所轄労働基準監督署長」が算定するものとされている。
- C : 法 8 条の 5。 なお、いわゆるボーナス特別支給金の支給に係る算定基礎日額の端数処理についても本肢と同様に「1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる」とされている。
- D : × 本肢の「障害補償一時金もしくは障害一時金又は遺族補償一時金もしくは遺族一時金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額」には、年齢階層ごとの最高限度額及び最低限度額は設定されていない（法 8 条の 4）。 一時金に係る給付基礎日額については、スライド制は適用されるが、年齢階層別の最高限度額及び最低限度額は適用されない。

E : 法 34 条 1 項 3 号, 法 35 条 1 項 6 号, 法 36 条 1 項 2 号。㊦ 特別加入者に係る給付基礎日額は, 一般の労働者の場合と異なり, あらかじめ定められた金額 (3,500 円から 20,000 円 (一人親方等の特別加入者のうち家内労働者の場合は, 2,000 円から 20,000 円) の中から厚生労働大臣が定める額によるものとされている。

[問 3] 正解 E

- A : x 厚生労働大臣が健康保険法に基づき指定する病院等であっても, 労災保険法の規定による都道府県労働局長の指定を受けた病院又は診療所等(「指定医療機関」)でなければ療養補償給付に係る療養の給付を行うことはできない(法 13 条 1 項, 則 11 条 1 項, 則 12 条 1 項)。
- B : x 「労働者が指定病院等でない病院等であっても当該病院等による療養を望む場合」を「療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合」に置き換えると正しい内容となる(法 13 条 3 項, 則 11 条の 2)。
- C : x 療養の給付の範囲は, 本肢の ~ のうち, 「政府が必要と認めるものに限る。」ものとされている(法 13 条 2 項)。
- D : x 本肢の届書は, 当該療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して, 「所轄労働基準監督署長」に提出しなければならない。この場合, その承認は必要とされていない(法 13 条, 則 12 条 3 項)。
- E : 法 13 条, S.23.1.13 基災 3 号。㊦ なお, 当該傷病が再発した場合は, 再び療養の給付を受けることができる。

[問 4] 正解 E

- A : 法 14 条 1 項, 労働基準法 76 条, 同法 84 条 1 項。㊦ 本肢の労働基準法による休業補償の額は, 1 日につき平均賃金の 100 分の 60 とされている。
- B : 法 14 条。㊦ 休業補償給付に係る 3 日間の待期期間は, 継続している必要はなく, 通算して 3 日間でもよいこととされている。
- C : 法 14 条 1 項, 法 22 条の 2 第 2 項, S.24.2.16 基収 275 号。㊦ 義肢装着のために行う再手術等は, 法 13 条に規定する「療養」の範囲に属しないため, 休業補償給付は支給されない。
- D : 法 14 条 1 項ただし書。㊦ 例えば, 給付基礎日額が 26,000 円, 最高限度額が 19,497 円(35 歳: スライドは考慮しないものとする)である者について, 一部労働の賃金として 4,000 円が支払われた場合, $26,000 \text{ 円} - 4,000 \text{ 円} > 19,497 \text{ 円}$ となるため, $19,497 \text{ 円} \times 60/100 = 11,698 \text{ 円}$ が休業補償給付の額となる。
- E : x 本肢の場合であっても, 保険給付を受ける権利は, 労働者の退職によって変更されることはないため引き続いて休業補償給付等の保険給付を受けることができる(法 12 条の 5 ほか)。㊦ 保険給付を受ける権利には, 現に発生している権利のみならず, 将来において発生し得べき権利も含まれる。

[問 5] 正解 D

- A : x 「療養の開始後 1 年 6 カ月を経過した日の属する月の翌月の初日以後の日」ではなく, 「療養の開始後 1 年 6 カ月を経過した日」である(法 12 条の 8 第 3 項)。㊦ また, 「療養の開始後 1 年 6 カ月を経過した日後」において本肢の 及び のいずれにも該当することとなったときにも, その状態が継続している間, 支給される。
- B : x 本肢の ~ のいずれも厚生労働省令で定める傷病等級には該当しない(則別表 1, 同則別表 2)。㊦ 本肢の障害は, , 及び は障害等級表の第 4 級,

は障害等級表の第5級に該当することになる。

- C : × 傷病補償年金は、労働者の請求に基づき行われるものではない(法12条の8第3項, 則18条の2第1項)。☞ 傷病補償年金は、支給要件を満たす労働者について、所轄労働基準監督署長が職権によってその支給を決定するものであり、労働者からの請求に基づき支給されるものではない。
- D : 法12条の8第3項, 法18条, 則18条ほか。☞ 例えば、傷病補償年金の額は、障害補償年金との均衡を考慮し、障害等級第1級から第3級までの障害補償年金の額と同額となっている。これは、傷病等級が障害等級の第1級から第3級までと介護を必要とする度合いや労働能力喪失度において共通性を有するからである。
- E : × 本肢の休業補償給付の支給の決定は、労働者からの請求に基づき行われる(法14条, 法12条の8第2項ほか)。☞ 本肢前段の内容は、そのとおり正しい。

[問6] 正解 B

- A : 法15条, 則14条4項ほか。☞ 厚生労働省令で定める障害等級は、具体的には、別表1の障害等級第1級から第14級までとされている。当該障害等級表には、限定された典型的な障害を定めているにすぎないため、障害等級表に掲げられた以外の障害の等級は、その障害の程度に応じて、障害等級表に掲げられている身体障害に準じて、その等級を定めることとなる。
- B : × 本肢の場合は、加重された身体障害の該当する等級に応ずる障害補償年金の額から既にあった身体障害の該当する等級に応ずる障害補償年金の額を差し引いた額の障害補償年金が支給されることになる(法15条, 則14条5項)。☞ なお、この場合、既存の障害に係る従前の障害補償年金は、引き続き支給されることになる。したがって、加重後の障害に係る障害補償年金と既存の障害に係る障害補償年金の2つの障害補償年金が支給されることになる。
- C : 法15条, 則14条3項。☞ 本肢の は、障害等級第13級以上の障害が2以上あるため、障害等級第8級を1級繰り上げる(第7級となる)、 は障害等級第5級以上の障害が2以上あるため障害等級第4級を3級繰り上げる(第1級となる)、 は障害等級第8級以上の障害が2以上あるため障害等級第6級を2級繰り上げる(第4級となる)。
- D : 法15条, 則14条5項。☞ なお、既に障害補償一時金の支給を受けた者の傷病が再発し、当該傷病が再治癒したが、同一の部位に障害の程度が障害等級第7級以上に該当することとなった場合には、障害補償年金が支給されることとなる。この場合、本肢と同様の加重の仕組みにより加重後の障害等級に応ずる障害補償年金が支給される。
- E : 法15条の2。☞ 障害の程度が自然的経過により変更した場合における障害補償給付の改定は、障害補償年金を受ける者の場合にのみ適用される。障害補償一時金の支給を受けた者の場合には、その後自然的経過により、障害の程度に変更を生じてても、障害補償給付の改定は行われない。

[問7] 正解 C

- A : × 介護補償給付の支給要件に係る障害の程度は、「その障害の程度にかかわらず」ではなく、「障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のもの」と規定されている(法12条の8第4項)。☞ この厚生労働省令で定めるものとは、障害等級又は傷病等級による障害の程度が、第2級以上の障害のうち一定の障害(神経障害、精神障害及び胸腹部臓器障害

等)とされている。

- B : × 介護補償給付の請求は、障害補償年金を受ける権利を有する者については、障害補償年金の請求と同時に、又はその請求をした後に行うものとし、また、傷病補償年金を受ける権利を有する者については、当該傷病補償年金の支給決定を受けた後に行うものとされている（法 12 条の 8 第 4 項，則 18 条の 3 の 5 第 1 項，H.8.3.1 基発 95 号）。
- C : 法 12 条の 8 第 4 項，則別表 3。㊦ 要介護障害の程度は、則別表 3 の「要介護障害程度区分表」において、「常時介護を要する状態」と「随時介護を要する状態」とに分けて定められている。
- D : × 二次健康診断等給付の請求は、「一次健康診断の結果を知った日から 3 カ月以内」ではなく、「一次健康診断を受けた日から 3 カ月以内」に行わなければならない（法 28 条，則 18 条の 19 第 1 項・4 項）。㊦ 二次健康診断等給付を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を社会復帰促進等事業として設置された病院もしくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院もしくは診療所（「健診給付病院等」）を経由して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- E : × 二次健康診断等給付のほか、療養補償給付又は療養給付、介護補償給付又は介護給付、葬祭料又は葬祭給付に対応する特別支給金も設けられていない（特別支給金支給規則 2 条ほか）。㊦ 特別支給金は、すべての保険給付に対応して支給されるものではない。

[問 8] ~ [問 10] は、労働保険徴収法

[問 8] 正解 C

- A : 法 8 条 1 項，則 7 条。㊦ 請負事業の一括は、労災保険に係る保険関係が数次の請負による建設の事業の場合に行われるため、一括されるのは「労災保険に係る保険関係」についてだけであり、「雇用保険に係る保険関係」は一括されない。
- B : 法 8 条 2 項。㊦ いわゆる下請負事業の分離の認可に関する出題である。この分離の認可の申請は、元請負人と下請負人が共同で行うこととされている。
- C : × 使用労働者数の要件を満たす等、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる事業主であれば、有期事業についても労働保険事務の処理を委託することができる（法 33 条 1 項，則 58 条 2 項ほか）。㊦ 建設の事業の事業主については、使用する労働者数が常時 300 人以下であれば、使用労働者数の要件を満たす。
- D : 法 3 条，則 74 条。㊦ 労災保険関係成立票の掲示義務があるのは、「建設の事業」に係る事業主のみである。
- E : 法 11 条 3 項，則 12 条，則 13 条。㊦ 「所定の計算方法」とは、請負代金に工事用物の価額相当額等を加算したり、請負代金から機械装置の価額を差し引いたりする計算を指している。

[問 9] 正解 D

- A : 整備法 5 条 1 項，整備省令 1 条。㊦ 労災保険暫定任意適用事業の事業主が労災保険に任意加入の申請をするに際し、労働者の同意を得ることは求められていない。
- B : 整備法 8 条 2 項 2 号。㊦ 本肢のほか、特例による保険給付が行われることとなった労働者を使用する事業である場合には、当該保険給付の費用に充てるため

の特別保険料を徴収する一定期間を経過するまでの間は、当該保険関係の消滅の申請を行うことができない。

- C : 整備法 8 条 2 項 1 号，整備省令 3 条 2 項。㊦ 本肢の申請書（保険関係消滅申請書）は，所轄都道府県労働局長に提出する。
- D : x 本肢中，「労働者の 2 分の 1 以上の同意」を「労働者の 4 分の 3 以上の同意」に置き換えると正しい内容となる（法附則 4 条 2 項，則附則 3 条 2 項）。㊦ 本肢の申請書（保険関係消滅申請書）は，所轄都道府県労働局長に提出する。
- E : 法附則 2 条 3 項，法附則 7 条 1 項。㊦ 本肢の場合には，違反した事業主は，6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる。

[問 10] 正 解 E

- A : 法 4 条の 2 第 1 項。㊦ 「労働保険徴収法施行規則第 1 条第 1 項に定める区分」とは，いわゆる労働保険関係事務の所轄区分のことである。
- B : 法 39 条 1 項，則 66 条。㊦ 本肢の事業は，労働保険徴収法における二元適用事業である。なお，「港湾労働法第 2 条第 2 号の港湾運送の行為」とは，船内荷役，はしけ運送，沿岸荷役等をいう。
- C : 法 7 条，則 6 条 1 項。㊦ なお，建設の事業にあつては，請負金額（一定の場合には，所定の計算方法による）が 1 億 9,000 万円未満で，かつ，概算保険料の額に相当する額が 160 万円未満のものである。
- D : 法 7 条，則 6 条 1 項。㊦ 「所定の計算方法」とは，請負代金に工所用物の価額相当額等を加算したり，請負代金から機械装置の価額を差し引いたりする計算を指している。
- E : x 立木の伐採の事業は，林業の事業であり，労働保険徴収法において二元適用事業に該当する（法 39 条，則 66 条）。

雇用保険法（労働保険徴収法を含む。）

[問 1] 正解 B

- A : × 同居の親族のみを使用する事業について、本肢のような任意加入の制度は設けられていない（法 4 条 1 項，行政手引 20369）。☒ なお，個人事業の事業主と同居している親族は原則として被保険者とならず，法人の代表者と同居している親族についても，形式的には法人であっても実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合には，原則として被保険者とならないこととされている。
- B : 法 4 条 1 項，行政手引 20355。☒ 日本国で適法に就労する外国人については，外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き，原則として，その者の国籍（無国籍を含む。）のいかんを問わず被保険者として取り扱うこととされているため。
- C : × 本肢の者は短時間就労者に該当するが，適用基準を満たし，かつ，満 62 歳であるため，一般被保険者となる（法 4 条 1 項，行政手引 20368）。☒ 短時間就労者に係る適用基準は，1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり，かつ，6 カ月以上引き続き雇用されることが見込まれることとされている。
- D : × 「6 カ月以上」を，「1 年以上」に置き換えると正しい内容となる（法 38 条 1 項，行政手引 20451）。
- E : × 本肢の場合（適用区域外の地域に居住し，適用区域内にある適用事業に雇用される場合）の日雇労働者は，任意加入の認可を要することなく，日雇労働被保険者となる（法 43 条 1 項）。

[問 2] 正解 D

- A : 法 7 条，則 141 条，行政手引 22251。☒ この届書を「雇用保険適用事業所設置届」という。
- B : 法 7 条，則 7 条 1 項・2 項。☒ なお，事業主は，離職の日において 59 歳未満である被保険者が離職した場合であって，本人が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときは，雇用保険被保険者資格喪失届に雇用保険被保険者離職証明書を添付する必要はない。
- C : 法 9 条，則 10 条。☒ 確認に係る者についての雇用保険被保険者証の交付は，当該被保険者を雇用する事業主を通じて行うことができる。なお，雇用保険被保険者離職票の交付は，事業主を通じて行うことができない場合がある。
- D : × 「その離職理由のいかんにかかわらず」の部分が入りである（法 7 条，則 14 条の 4 第 1 項）。☒ 本肢の場合，被保険者が離職し，「特定理由離職者又は特定受給資格者」として受給資格の決定を受ける場合に限り，雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書を提出することとされている。
- E : 法 17 条 1 項 かつ 書。☒ 賃金日額の算定に係る賃金からは，「臨時に支払われる賃金及び 3 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与はこれに該当する。）を除く」こととされているため。

[問 3] 正解 D

- A : × 本肢において，B での離職により基本手当又は特例一時金の受給資格を得ていたが，現実にそれらの支給を受けていないときは，B で被保険者であった期間は，今回の基本手当の算定基礎期間として通算される（法 22 条 3 項）。☒ 一方，

現実にそれらの支給を受けていたときは、算定基礎期間として通算されない。

- B : × 「100分の60」を、「100分の50」に置き換えると、正しい内容となる(法16条1項)。☞ 厚生労働省令により定める率の範囲は、60歳未満である者は「100分の80から100分の50まで」、60歳以上65歳未満である者は「100分の80から100分の45まで」とされている。
- C : × 就職が困難なものに該当する受給資格者に係る基本手当の所定給付日数は、「算定基礎期間の長さ」によって、異なっている(法22条2項)。☞ 本肢の満40歳の者の所定給付日数は、算定基礎期間が1年以上の場合は「300日」、1年未満の場合は「150日」となる。
- D : 法20条3項。☞ 「受給資格者が受給期間内に再就職し、再び離職した場合で、新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給されない」こととされているため。
- E : × 「その収入の1日分に相当する額」を、「その収入の1日分に相当する額から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額」に置き換えると、正しい内容となる(法19条1項)。


[問4] 正解 A

- A : × 求職の申込みに関し、本肢のような出頭の期限(離職の日の翌日から起算して28日以内)は、設けられていない(法15条2項, 則19条1項ほか)。
- B : 法15条3項, 則24条1項。☞ なお、原則的な失業の認定は、「求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日」について行われる。
- C : 法15条5項, 則28条の2。☞ ちなみに、求職活動の回数は、失業の認定対象期間中に原則2回以上(最初の認定日における認定対象期間中である場合等は1回以上)、離職理由に基づく給付制限期間と当該期間満了後の初回支給認定日に係る認定対象期間を合わせた期間については原則3回以上の実績が、それぞれ必要とされている。
- D : 法15条4項。☞ 証明認定の対象となるのは、その期間が継続して「15日未満」であるときとされているため。なお、継続して「15日以上」の場合は、傷病手当の支給対象となる。
- E : 法40条3項, 則22条1項, 則69条。☞ なお、高年齢受給資格者が失業の認定を受ける場合については、認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格者証を添えて提出した上で、職業の紹介を求めなければならないこととされている。






[問5] 正解 B

- A : × 安定した職業に就いた日前3年以内の就職について、再就職手当又は「常用就職支度手当」の支給を受けたことがあるときは、再就職手当は支給されない(法56条の2第2項, 則82条の4)。
- B : 法59条, 則96条。☞ 広域求職活動費は、給付制限の期間が経過した後に広域求職活動を開始した場合でなければ、支給されない。
- C : × 「10分の4」ではなく、「10分の3」を乗じて得た額である(法56条の2第3項1号)。
- D : × 再就職手当の額の算定に当たり、「基準日における年齢に応じて一律に定められた標準基本手当日額」は、設けられていない(法56条の2第3項2号)。☞ 再




就職手当の額の算定に係る基本手当日額は、法 56 条の 2 第 3 項 1 号において定められており、年齢区分（「60 歳未満」、「60 歳以上 65 歳未満」）によって、上限額が異なっている。

- E : x 特例受給資格者及び日雇受給資格者についても、所定の要件を満たしていれば、移転費を受給することはできる（法 58 条 1 項）。 なお、移転費は、高年齢受給資格者に対しては、支給されることはない。

[問 6] 正解 C

- A : 法 60 条の 2 第 1 項，法附則 8 条。 本肢は，当分の間の措置であり，法律本則上の支給要件期間は，「3 年以上」とされている。
- B : 法 60 条の 2 第 4 項，則 101 条の 2 の 5，則 101 条の 2 の 6。 給付率は 20 %，上限額は 10 万円であるため，支給額は，30 万円 × 20 % = 6 万円となる。
- C : x 基本手当を受給したか否かは，支給要件期間の通算には影響しない（法 60 条の 2 第 2 項ほか）。 したがって，本肢の場合，B の離職後に基本手当を受給したとしても，他の要件を満たしていれば，B における雇用期間は支給要件期間に通算される。
- D : 法 60 条の 2 第 1 項 2 号，則 101 条の 2 の 3。 なお，本肢の「1 年」について，この 1 年の期間内に妊娠，出産，育児，疾病，負傷等の理由により引き続き 30 日以上教育訓練を開始することができない者が所定の申出をした場合には，当該理由により教育訓練を開始することができない日数が 1 年に加算され，教育訓練の開始日を，離職の日の翌日から起算して最長 4 年まで延長することができる。
- E : 法 60 条の 2 第 4 項，則 101 条の 2 の 2，則 101 条の 2 の 4。 支給対象となる費用の範囲は， 入学料（受講の開始に際し納付する料金をいう。）及び 受講料（当該教育訓練の期間が 1 年を超えるときは，当該 1 年を超える部分に係る受講料を除く。）の額とされている。

[問 7] 正解 A

- A : 法 10 条 2 項。 なお，高年齢継続被保険者の求職者給付は「高年齢求職者給付金」，短期雇用特例被保険者の求職者給付は「特例一時金」，日雇労働被保険者の求職者給付は「日雇労働求職者給付金」とされている。
- B : x 「労働保険審査会」ではなく，「雇用保険審査官」に対して審査請求をすることができる（法 69 条 1 項）。
- C : x 本肢の違反に対して，事業主に対する罰則は設けられている（法 73 条，法 83 条）。 具体的には，「6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金」とされている。
- D : x 雇用保険法における「賃金」には，「通貨以外のもので支払われるものであって，厚生労働省令で定めるもの」についても，含まれている（法 4 条 4 項）。 具体的には，通貨以外のもので支払われるもののうち， 食事， 被服， 住居の利益， 公共職業安定所長が定めるものが「賃金」に含まれる。
- E : x 本肢の返還命令等（いわゆる 3 倍返し）の規定は，「雇用安定事業により支給される助成金」ではなく，「失業等給付」を不正受給した者に対して設けられている（法 10 条の 4 第 1 項）。

[問 8] ~ [問 10] は、労働保険徴収法

[問 8] 正解 A

- A : 法 9 条, 則 10 条 2 項。㊦ 継続事業の一括は, 法律上当然に行われるものではなく, 厚生労働大臣の認可を要する。
- B : x 雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業であっても, 労災保険率表による事業の種類を同じくする必要がある(法 9 条, 則 10 条 1 項)。㊦ なお, たとえ労災保険率が同一であっても, 事業の種類が異なれば一括することはできない。
- C : x 本肢の手続は, 「指定事業以外の事業」の名称又は当該事業の行われる場所に変更があった場合に行うものである(法 9 条, 則 10 条 4 項)。㊦ 「指定事業」の名称, 所在地等に変更があった場合には, 「変更を生じた日の翌日から起算して 10 日以内」に, 「名称, 所在地等変更届」により, その旨を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に届け出るものとされている。
- D : x 法 9 条(継続事業の一括)の規定が適用されるのは, 労働保険料の徴収等に関する部分だけであり, 「労災保険及び雇用保険の受給に関する事務並びに雇用保険の被保険者に関する事務」については一括されない(法 9 条ほか)。㊦ 本肢の事務は, それぞれの事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長又は公共職業安定所長が行う。
- E : x 「保険関係消滅申請書」は, 暫定任意適用事業について, 保険関係の消滅の申請をしようとする場合に提出するものであり, 本肢の場合には提出しない。したがって, 一括される各事業について, 「確定保険料申告書」を提出することにより, 労働保険料の確定精算を行う必要がある(法 9 条, S.40.7.31 基発 901 号)。㊦ また, 保険年度の中途に一括が行われた場合, 指定事業については, 事業規模が拡大されたことになるので, 一般に概算保険料の増加の手続が必要となる。

[問 9] 正解 C

- A : x 本肢の「高齢労働者」とは, 保険年度の 4 月 1 日において「65 歳以上」ではなく, 「64 歳以上」である労働者をいう(法 11 条の 2, 則 15 条の 2)。㊦ なお, 実際に免除の対象となるのは, 高齢労働者のうち, 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者(免除対象高齢労働者)である。
- B : x 増加概算保険料の要件は, 増加の割合は「1.5 倍を超え」ではなく, 「100 分の 200 を超え」であって, 既に納付した概算保険料の額との差額は「150,000 円以上」ではなく, 「130,000 円以上」見込まれた場合である(法 16 条, 則 25 条 1 項)。
- C : 法 21 条 1 項。㊦ 「労働保険徴収法第 19 条第 5 項の規定による労働保険料」とは, 「認定決定に係る確定保険料」のことである。
- D : x 本肢の日雇労働被保険者に係る印紙保険料の額は, 定額の 176 円である(法 22 条 1 項)。㊦ 印紙保険料は, 日雇労働被保険者の賃金の日額に応じて, 3 段階の定額制(176 円, 146 円, 96 円)とされている。
- E : x 本肢の場合は, その事業の労働者につき労働基準法の規定に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に, それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を賃金総額とする(法 11 条 3 項, 則 15 条)。㊦ 「労働保険徴収法施行規則別表第 2 に掲げる率」とは, 「労務費率」のことであり, これを用いるのは, 「請負による建設の事業」の場合に限られる。

[問 10] 正解 E

労働保険料は、派遣元事業主のみが負担し、派遣先事業主は負担しない。
したがって、符号 A ~ C は正解肢とはならない。

労働者派遣事業における事業の種類は、派遣労働者の派遣先での作業実態に基づき決定される。したがって、労災保険率は「1,000 分の 4.5 (その他の各種事業)」ではなく、「1,000 分の 6 (輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。))」が適用される。

雇用保険率は「1,000 分の 15」が適用される。

以上から、「E」が正解となる (法 12 条, S.62.2.13 発労徴 6 号, 基発 59 号)。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

[問 1] ~ [問 5] は、労務管理その他の労働に関する一般常識

[問 1] 正解 E

- A : ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議について。参 官民が一体となつて、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、ワーク・ライフ・バランス実現のための憲章及び行動指針の策定・推進を図ることとされ(平成 19 年 7 月 13 日内閣官房長官決裁)、平成 19 年 12 月 18 日に本肢の憲章及び行動指針がとりまとめられた。
- B : 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章。参 同憲章では、具体的には、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会、を目指すべきとしており、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、それぞれの項目に沿った数値目標が設けられている。
- C : 仕事と生活の調和推進のための行動指針。参 その他、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合(2017 年に「すべての企業で実施」)、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合(2017 年に「半減」)、女性の育児休業取得率(2017 年に「80%」)といった数値目標が設けられている。
- D : 労働契約法 3 条 3 項。参 近年、仕事と生活の調和が重要となっていることから、この重要性が改めて認識されるよう、労働契約の締結当事者である労働者及び使用者が、労働契約を締結し、又は変更する場合には、仕事と生活の調和に配慮すべきものとするという「仕事と生活の調和への配慮の原則」を規定したものである。
- E : x 労働時間等設定改善法には、本肢のような規定は設けられていない(労働時間等設定改善法 4 条 1 項)。参 同法 4 条 1 項では、厚生労働大臣は、労働時間等の設定の改善を図るため、事業主及びその団体が適切に対処するために必要な指針(労働時間等設定改善指針)を定めるものとしている。

[問 2] 正解 D

- A : x 最低賃金額は「時間」によって定められており、「日」によって定められていない(最低賃金法 3 条)。参 平成 20 年の改正により、日、週、月によって定める最低賃金額は廃止された。
- B : x 「企業収益」を「通常の事業の賃金支払能力」に置き換えると正しい内容となる(最低賃金法 9 条 2 項・3 項)。参 「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」は、地域別最低賃金の決定基準に係る 3 要素とされている。
- C : x 派遣労働者については、「当該派遣元」ではなく、「当該派遣先」の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金が適用される(最低賃金法 13 条)。
- D : 最低賃金法 41 条。参 本肢の場合の罰則は、30 万円以下の罰金とされている。
- E : x 申告先である監督機関は、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は「労働基準監督官」である(最低賃金法 34 条、同法 39 条)。参 なお、法 34 条 2 項の規

定に違反した者に対する罰則は、6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金である。

[問 3] 正 解 B

- A : 平成 20 年版青少年白書 第 2 章第 1 節 1。参 年齢階級別の青少年労働力人口は、前年に比べると、15 ~ 19 歳では 3 万人、20 ~ 24 歳で 11 万人、25 ~ 29 歳では 37 万人減少している。また、青少年就業者数は 1,192 万人で、前年と比べ 44 万人減少している。
- B : x 若年無業者の推移をみると、2007 年は「62 万人」と、「前年と同水準」であった（平成 20 年版労働経済白書 第 1 章第 1 節 3） P20）。参 若年無業者の数は、2003 年 ~ 2005 年は、各 64 万人、2006 年、2007 年は各 62 万人、2008 年は 64 万人となっている。
- C : 青少年白書第 2 章第 2 節 3(1)。参 平成 19 年中に事業所規模 5 人以上の事業所から離職した 30 歳未満の青少年労働者は 263 万 1 千人（男子 121 万 3 千人、女子 141 万 8 千人）となっている。また、30 歳未満の青少年労働者の離職率をみると、25.5 %（男子 21.8 %、女子 29.8 %）で全労働者の離職率 15.4 %（男子 13.0 %、女子 18.8 %）より高くなっている。
- D : 平成 20 年版労働経済白書 第 2 章第 2 節 1) P114。参 本肢のように、実際に働いてみると仕事の内容が自分には合っていないなど、希望に沿った就職ではなかったという気持ちが高まっていくものと考えられ、その傾向は男性において、より強いものとなっている。
- E : 平成 20 年版労働経済白書 第 2 章第 2 節 1) P117。参 同白書では、就職する前と実際に働き始めてからでは教えて欲しかった内容に違いがあるといえる、と指摘している。

[問 4] 正 解 A

- A : x 労働力人口総数に占める女性の割合は、41.5 %であり、5 割を下回っている（平成 20 年版働く女性の実情 第 1 章第 2 節 1(1)）。
- B : 平成 20 年版働く女性の実情 第 1 章第 2 節 1(3)。参 M字型の底の値は前年は 64.0 %であったが、0.9 %ポイント上昇し 64.9 %となった。
- C : 平成 20 年版働く女性の実情 第 1 章第 2 節 1(4)。参 有配偶者については 45 ~ 49 歳が最も高く 73.2 %となっているが、10 年前と比べると、25 ~ 34 歳で大きな上昇がみられる。
- D : 平成 20 年版労働経済白書 第 2 章第 2 節 2) P125。参 なお、「出産・育児」時に辞めたいと思った又は退職した理由をみると、「自分の手で子育てしたかった」という理由が高い。
- E : 平成 20 年版労働経済白書 第 2 章第 2 節 2) P130。参 同白書では、女性の働く意識が変化していくなかで、女性にとって柔軟に働きやすい職場環境を積極的に作り出していくことが重要だと思われる、と指摘している。

[問 5] 正 解 C

- A : x 「職業生活設定」とは、労働者が『自ら』職業に関する目的を定め、『自ら』計画するものであり、「事業主とともに」定めたり、「事業主の指示に従って」計画するものではない（職業能力開発促進法 2 条 4 項）。参 職業能力開発促進法において「職業生活設計」とは、「労働者が、『自ら』その長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るため、

その適性，職業経験その他の実情に応じ，職業の選択，職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について『自ら』計画することをいう。

- B : × 「他の者の設置する施設により行われる職業に関する教育訓練を 5 年以内ごとに 1 回受けさせること」は義務づけられていない(職業能力開発促進法 10 条の 3，同法 10 条の 4)。☞ 同法により，その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため講ずるものとされている措置は，キャリア形成の目標を定めることを容易にするために，業務の遂行に必要な技能，知識の程度等に関する情報の提供等の援助を行うこと，実務経験を通じてキャリア形成を図ることができるようにするために，配置その他の雇用管理について配慮すること，労働者が自ら職業に関する教育訓練，職業能力検定を受ける機会を確保するために，有給教育訓練休暇等の付与，始業・終業時刻の変更等の必要な措置を講ずること等，である。
- C : 職業能力開発促進法 44 条，同法施行令 2 条，同法施行令別表第 1。☞ 技能検定は，検定職種ごとに，特級，1 級，2 級，3 級，基礎 1 級又は基礎 2 級に区分して行うこととされているが，等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては，等級に区分しないで行うことができるとされている。なお，技能検定に合格した者は，「技能士」と称することができることとされている。
- D : × 対象者は，「解雇やリストラにより離職を余儀なくされ，自ら有する技術・技能をいかした再就職を目指す者」ではなく，「フリーターや子育て終了後の女性，母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれなかった者」であり，その目的は「就業形態を問わず，まずは就職を実現することを目指す制度」ではなく，「安定雇用への移行を促進する制度」である（H.21.3.31 厚生労働省告示 208 号「平成 21 年度雇用施策実施方針の策定に関する指針」）。
- E : × 常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主が「事業内職業能力開発基本計画」を作成すべき規定は設けられていない(職業能力開発促進法 5 条)。☞ 厚生労働大臣が「職業能力開発基本計画」を策定するものとされている点については，そのとおり正しい。

[問 6] ~ [問 10] は，社会保険に関する一般常識

[問 6] 正解 E

- A : × 国は，国民健康保険事業の運営が健全に行われるように「つとめなければならない」とされている(国民健康保険法 4 条 1 項)。☞ 「必要な指導をしなければならない」とされているのは，都道府県についてである。
- B : × 本肢中の「厚生労働大臣の認可」を「主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可」に，「厚生労働大臣」を「都道府県知事」にそれぞれ置き換えると正しい内容となる(国民健康保険法 17 条 1 項・3 項)。
- C : × 国民健康保険団体連合会を設立しようとするときは，「厚生労働大臣の認可」ではなく，「当該連合会の区域をその区域に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可」を受けなければならない(国民健康保険法 83 条 1 項，同法 84 条 1 項)。☞ なお，都道府県の区域を区域とする連合会に，その区域内の 3 分の 2 以上の保険者が加入したときは，当該区域内のその他の保険者は，すべて当該連合会の会員となることとされている。
- D : × 本肢中の「厚生労働大臣が定める」を「都道府県知事が定める」に置き換えると正しい内容となる(国民健康保険法 88 条 1 項)。☞ 国民健康保険診療報酬審

査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため、国民健康保険団体連合会に設置されている。なお、国民健康保険診療報酬審査委員会の委員は、都道府県知事が委嘱する。

- E : 国民健康保険法 91 条, 同法 92 条。参 国民健康保険審査会は、被保険者を代表する委員, 保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各 3 人をもって組織されている。

[問 7] 正 解 C

- A : 社会保険審査官及び社会保険審査会法 1 条。参 社会保険審査官は独任制であり, その職務は特にほかの者からの拘束を受けることなく独立して行われている。
- B : 社会保険審査官及び社会保険審査会法 2 条。参 なお, 社会保険審査官の定数は, 102 人とされている。
- C : x 「90 日以内」を「60 日以内」に置き換えると正しい内容となる (社会保険審査官及び社会保険審査会法 32 条 1 項)。参 なお, 社会保険審査会に対する審査請求は, 審査請求の対象事項となる処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にならなければならないとされている。
- D : 社会保険審査官及び社会保険審査会法 27 条の 4。参 「会務の処理」としては, 社会保険審査会の運営に関する諸規定の制定などがある。
- E : 社会保険審査官及び社会保険審査会法 19 条, 同法 21 条, 同法 22 条 1 項。参 委員長及び委員は, 人格が高潔であって, 社会保障に関する識見を有し, かつ, 法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから, 衆参両議院の同意を得て, 厚生労働大臣が任命することとされている。

[問 8] 正 解 B

- A : x 「社会保険庁長官」ではなく, 「当該厚生年金基金」が裁定する (厚生年金保険法 134 条)。
- B : 確定拠出年金法 21 条 1 項。参 なお, 個人型年金では, 個人型年金加入者は, 個人型年金規約で定めるところにより, 毎月の個人型年金加入者掛金を国民年金基金連合会に納付するものとされている。
- C : x 個人型年金は, 「企業年金連合会」ではなく, 「国民年金基金連合会」が実施している (確定拠出年金法 2 条 3 項)。参 国民年金基金連合会は, 個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて 1 個に限り指定したものである。
- D : x 基金型企業年金は, 「老齢給付金及び脱退一時金」の 2 種の給付を行うことを基本とされている (確定給付企業年金法 29 条)。参 また, 規約で定めるところにより, 障害給付金及び遺族給付金の給付を行うことができるとされている。
- E : x 老齢給付金の受給権は, 本肢の事由のほか, 「老齢給付金の受給権者が死亡したとき」, 「老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき」にも, 消滅する (確定給付企業年金法 40 条)。参 老齢給付金は, 年金として支給されるが, 規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には, 政令で定める基準に従い規約で定めるところにより, 一時金として支給することができることとされている。

[問 9] 正 解 E

- A : 高齢者医療確保法 8 条 1 項。参 なお, 厚生労働大臣は, 医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め, 又はこれを変更したときは, 遅滞なく, これを公表するものとされている。




- B : 高齢者医療確保法 9 条 1 項。㊦ なお，都道府県は，都道府県医療費適正化計画を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを厚生労働大臣に提出するとともに，公表するものとされている。
- C : 高齢者医療確保法 11 条 1 項。㊦ 厚生労働大臣は，都道府県に対し，都道府県医療費適正化計画の作成の手法その他都道府県医療費適正化計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができることとされている。
- D : 高齢者医療確保法 11 条 2 項。㊦ 都道府県，厚生労働大臣は，それぞれ都道府県医療費適正化計画，全国医療費適正化計画の進捗状況に関する評価を行い，その結果を公表するものとされている。
- E : x 「都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌々年度」を「都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度」に置き換えると正しい内容となる（高齢者医療確保法 12 条 1 項）。㊦ 都道府県は，本肢による評価を行ったときは，厚生労働省令で定めるところにより，その内容を厚生労働大臣に報告するとともに，これを公表するものとされている。

[問 10] 正解 D



- A : 介護保険法 129 条 1 項・2 項。㊦ 第 1 号被保険者に係る保険料率は，市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額，財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額，財政安定化基金の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額，第 1 号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし，おおむね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされている。
- B : 介護保険法 130 条。㊦ 「賦課期日」とは，保険料が課せられる基準となる日のことである。
- C : 介護保険法 22 条 1 項。㊦ なお，施設サービス，居宅サービス，介護予防サービス等に従事する医師又は歯科医師が，市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため，その保険給付が行われたものであるときは，市町村は，当該医師又は歯科医師に対し，保険給付を受けた者に連帯して本肢の徴収金を納付すべきことを命ずることができることとされている。
- D : x 「介護認定審査会」を「介護保険審査会」に置き換えると正しい内容となる（介護保険法 183 条 1 項）。㊦ 介護認定審査会は，不服審査機関ではなく，要介護認定及び要支援認定についての審査判定業務を行わせるための機関であり，原則として，市町村に設置されている。
- E : 介護保険法 199 条。㊦ 国税，地方税に次ぐ第三順位とされている。

健康保険法


[問 1] 正解 D

- A : × 健康保険法は大正 11 年に制定されたが、施行されたのは「昭和 2 年（保険給付及び費用の負担に関する規定以外は、大正 15 年）」である（法附則 1 条）。
- B : × 業務上の傷病として労働基準監督署長に認定を申請中の未決定期間は、「一応業務上の取扱い」をし、最終的に業務上の傷病でないと認定されたときに健康保険による業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付を行うものとされている（法 1 条、S.28.4.9 保文発 2014 号）。
- C : × 健康保険制度は、「5 年ごと」ではなく、「常に」検討が加えられることとされている（法 2 条）。 健康保険制度は、医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、本肢の制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない、とされている。
- D : 法附則(平 18)2 条 1 項。 「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律 83 号)」の施行日は、平成 18 年 10 月 1 日である。したがって、平成 23 年を目的に本肢の所要の措置（法改正など）を講ずることになる。
- E : × 健康保険法における被保険者には、後期高齢者医療制度の被保険者は含まれない（法 3 条 1 項ただし書）。 後期高齢者医療制度の被保険者は、適用除外者である。

[問 2] 正解 E

- A : × 介護休業中であっても支給要件に該当した場合は、傷病手当金が支給される（法 99 条、H.11.3.31 保文発 46 号・庁保発 9 号）。 なお、介護休業中に事業主から介護休業手当など報酬と認められる諸手当を受給している場合は、報酬との調整の規定により支給調整が行われる。出産手当金についても、同様に取り扱われる。
- B : × 全国健康保険協会の「理事」は、「厚生労働大臣」ではなく、全国健康保険協会の「理事長」が任命するものとされている（法 7 条の 11 第 1 項・3 項、法 7 条の 23）。 全国健康保険協会の役職員と任命権者を整理すると次のとおり。

協会の役職員	任命権者
理事長及び監事	厚生労働大臣
理事、職員	理事長

- C : × 健康保険組合が解散した場合、当該健康保険組合の権利義務を承継するのは、「厚生労働大臣」ではなく、「全国健康保険協会」である（法 26 条 4 項）。
- D : × 「2 分の 1 以上の同意」を「4 分の 3 以上の同意」に置き換えると正しい内容となる（法 33 条 2 項）。
- E : 法 160 条の 2、令 21 条。 健康保険組合の主な収入は保険料であり、一年度を通算すれば収入支出を均衡させることができるが、ある時期に、現実に収入支出の均衡を失うことが生じることがある。このように支払上現金に不足が生じたときに、まず、準備金に属する現金を繰替使用することができ、この方法により、なお現金に不足が生じたときは、一時借入金を行うことができること

になっている。

[問 3] 正解 C

- A : 法 101 条, 法 114 条, S.2.3.17 保理 792 号。参 出産に関する給付の支給目的は, 主として母体を保護することにあるので, 父不明の私生児出産であっても支給される。また, 資格喪失後の出産の場合と異なり, 被保険者期間の要件は設けられていない。
- B : 法 101 条, 法 114 条, S.27.6.16 保文発 2427 号。参 出産に関する給付が支給されるのは, 妊娠 4 月以上 (1 カ月を 28 日間とし, $28 \text{ 日} \times 3 + 1 \text{ 日} = 85 \text{ 日}$ 以上) の出産についてであり, どんな形での出産であっても支給される。
- C : x 「8 カ月以内」を「6 カ月以内」に置き換えると正しい内容となる (法 106 条)。
- D : 法 101 条, 法 114 条, S.26.3.17 保文発 72 号。参 なお, 産科医療補償制度に係る制度対象分娩の場合, 双子については, $38 \text{ 万円} \times 2 = 76 \text{ 万円}$ が支給される。
- E : 法 101 条, 法 114 条, 令 36 条。参 本肢の「所定の要件」とは, 産科医療補償制度に係る制度対象分娩 (当該制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数 22 週に達した日以後の出産 (死産含む)) をいう。なお, 保険者が定める額として, 実際には「3 万円」を加算することになっている。

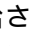
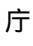
[問 4] 正解 B

- A : 法 43 条, 則 26 条。参 本肢の「健康保険被保険者報酬月額変更届」の届出先は, 条文では「社会保険事務所長等又は健康保険組合」となっている。このうち「社会保険事務所長等」とは, 「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」のことであるため, 本肢の届出先は正しいことになる。
- B : x 「3 か月間」を「1 か月間」と, 「その者の標準報酬月額とする」を「その者の報酬月額として, 標準報酬月額を決定する」と置き換えると正しい内容となる (法 42 条 1 項 2 号)。
- C : 法 43 条 1 項, H.19.3.8 庁保発 0308001 号。参 報酬月額が 1,245,000 円以上 (標準報酬月額等級は第 47 級) である者が, 降給したことにより, 報酬月額が 1,115,000 円以上 1,175,000 円未満 (標準報酬月額等級は第 46 級) に該当したときは, 実質的に 2 等級の変動に該当するものとして, 例外的に随時改定を行うものとされている。
- D : 法 44 条 1 項。参 被保険者の報酬月額について, 「算定が困難であるとき (算定対象月の報酬支払基礎日数がすべて 17 日未満であるときなど)」又は「算定した報酬月額が著しく不当であると認めるとき (実際の報酬と比較して差異のあるときなど)」に, 保険者算定が行われる。なお, に該当した場合, 随時改定を行う必要はないため, 本肢においてかっこ書で除かれている。編注: 本文中の「育児休業終了時の改定」は, 「育児休業等終了時の改定」に, また, 「保険者が算定した額」は, 「保険者等が算定した額」となるべきものと思われる。
- E : 法 3 条 5 項・6 項, H.15.10.1 保保発 1001002 号・庁保発 1001001 号。参 事業主の都合等により退職前に退職一時金として支払われるものであっても, 退職を事由に支払われるものであれば, いわゆる前払い退職金には該当しないため, 報酬又は賞与には該当しないものとして取り扱われる。

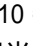
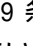
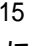
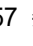
[問 5] 正解 A

- A : 法 55 条 2 項, H.19.3.30 保医発 0330001 号。参 健康保険の被保険者が, 同一の疾病又は負傷について, 介護保険法の規定による給付を受けることができると

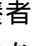
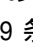
きは、原則として、健康保険の療養の給付などの保険給付を行わないことになっているが、本肢の内容は、この原則に対する例外的な取り扱いである。

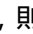
- B : × 家族訪問看護療養費は、「被扶養者」ではなく、「被保険者」に対して支給される（法 111 条 1 項）。
- C : × 社会通念上時間外とされない時間帯であっても、当該保険医療機関の標榜診療時間帯（保険医療機関が表示する診療時間帯）以外であれば、選定療養の一つである「時間外診療」に該当する（法 86 条，H.18.3.13 保医発 0313003 号）。
- D : × 死産児を出産した場合、被扶養者の死亡には該当しないため、「家族埋葬料」は支給されない（法 113 条，S.23.12.2 保文発 898 号）。 なお、「出産育児一時金」については、妊娠 4 カ月以上であれば、死産であっても支給される。
- E : × 高額療養費の支給を請求する場合、法令上、高額療養費支給申請書に領収書を添付することは義務づけられていない（法 115 条，則 109 条，S.48.10.17 保発 39 号・庁保発 20 号）。 高額療養費は、あくまでも、保険医療機関等からのレセプト（診療報酬明細書等）により支給するのを原則としており、法令上、領収書の添付は義務づけられていない。なお、支給申請書にレセプトに代わりうる領収書が添付されている場合、被保険者がそれに基づき支給を要請するときは、これに基づいて保険者は高額療養費を支給してよいこととされている。


[問 6] 正 解 C

- A : 法 110 条 2 項。 本肢の義務教育就学以後 70 歳未満の被扶養者に係る一部負担金相当額の割合は 3 割であるため、家族療養費の支給割合は、100 分の 70 となる。
- B : 法 99 条，S.2.3.11 保理 1085 号。 待期は、同一の傷病に関しては、1 回完成していればよいとされている。
- C : × 海外にある被保険者に支給される療養費は、事業主が代理受領して被保険者に送金することになっており、保険者は外国への送金を行わないものとされている（法 87 条 1 項，H.11.3.30 保険発 39 号・庁保険発 7 号）。
- D : 法 115 条，令 42 条 1 項。 70 歳未満の上位所得者（標準報酬月額 53 万円以上）に係る原則的な高額療養費算定基準額は、「150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1 %」であるが、本肢のようにいわゆる多数回該当に該当した場合、4 月目以後は、「83,400 円」に減額される。
- E : 法 57 条 2 項。 保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れるものとされている。

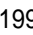
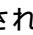
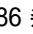
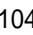
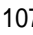
[問 7] 正 解 B

- A : × 本肢の子（いわゆる連れ子）は、被保険者と同一世帯に属していないため、被扶養者としては認められない（法 3 条 7 項）。 被保険者の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの「父母及び子」は、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する場合に、被扶養者として認められる。なお、当該配偶者については、主としてその被保険者により生計を維持する場合は、同一の世帯に属していない場合であっても被扶養者として認められる。
- B : 法 99 条，S.25.2.15 保文発 320 号。 なお、病原体保有者が、隔離収容等のため労務に服することができないときは、傷病手当金の支給対象となる。
- C : × 移送費として支給される額は、「最も経済的な通常の経路及び方法により移送さ

れた場合の費用により算定した金額」であり、一部負担金は考慮されない（法 97 条，則 80 条）。 移送費として支給される額は、最も経済的な通常の経路及び方法で移送されたときの費用について保険者が算定した額を基礎として、被保険者が実際に支払った額が、保険者が算定した額よりも低い場合には、全額が移送費として支払われ、実際に支払った額が算定額を超える場合には、その超過分は被保険者の自己負担となる。

- D : x 65 歳に達することにより、介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなったときは、本肢の届出を行う必要はない（法 156 条 1 項・2 項，則 40 条 1 項）。 被保険者又は被扶養者が、介護保険第 2 号被保険者に該当するに至った場合又は介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなった場合は、被保険者は、所定の事項を記載した届書を、事業主を経由して、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届け出なければならないものとされている。これらの届出は、保険者等が介護保険料額の徴収を開始又は終了するために届け出させるものである。ただし、65 歳に達したことにより介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなったとき、又は 40 歳に達したことにより介護保険第 2 号被保険者に該当するに至ったときは、生年月日によりその旨を保険者等が確認できるため、当該届出を行う必要はないものとされている。
- E : x 「療養病床」に入院する「65 歳以上 70 歳未満」の者は、入院時生活療養費の支給対象となる。したがって、本肢の合計額のほかに「生活療養標準負担額」も自己負担額として医療機関に支払わなければならない（法 63 条 2 項，法 74 条 1 項，法 85 条の 2 第 1 項・2 項，法 86 条 2 項）。

[問 8] 正 解 B

- A : 法 199 条 2 項。 社会保険料について滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上社会保険料を引き続き滞納している場合に、厚生労働大臣は、保険医療機関等の指定をしないことができることとされているが、厚生労働大臣がこの判断をするために、本肢の規定が設けられている。
- B : x 全国健康保険協会の被保険者に関する資格の取得及び喪失は、「全国健康保険協会」ではなく、「社会保険庁長官」が確認することによってその効力を生ずるものとされている（法 5 条，法 39 条 1 項）。 なお、その他の記述はそのとおり正しい。
- C : 法 86 条，H.18.9.29 保医発 0929002 号。 平成 18 年改正前の「特定療養費」において、高度先進医療を行う場合は医療機関ごとに厚生労働大臣の承認を必要としていたが、改正後の「保険外併用療養費」においては、厚生労働大臣が医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する医療機関は届出により、先進医療を行うことができることとされている。
- D : 法 104 条，S.27.6.12 保文発 3367 号。 本肢の場合は、報酬の支払いにより傷病手当金が支給停止されているだけであり、法 104 条の適用に当たっては、「支給を受けているもの」とみなされる。したがって、被保険者の資格を喪失した日から 1 年 6 カ月を限度に、資格喪失後の継続給付として傷病手当金が支給される。
- E : 法 107 条。 船員保険の被保険者となったときは、船員保険から同様の給付を受けることができるため、健康保険の「資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付，資格喪失後の死亡に関する給付，資格喪失後の出産育児一時金の給付」は行われぬ。

[問 9] 正解 E

- A : 法 97 条 1 項。㊦ 条文では、「被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。」とされている。
- B : 法附則 3 条 6 項。㊦ 本肢の場合は、「納付期日の翌日」から特例退職被保険者の資格を喪失する。
- C : 法 100 条, S.7.4.25 保規 129 号。㊦ 埋葬料の支給対象者である「生計を維持していた者」については、死亡した被保険者の収入により生計の全部又は一部を維持した事実があれば足り、民法上の親族又は遺族である必要はない。また、被保険者が世帯主であることも、被保険者と同一世帯にあったか否かも問われないものとされている。
- D : 法 88 条 1 項, 則 67 条。㊦ 主治の医師が発行する訪問看護指示書に基づいて看護師等が行う訪問看護は、療養上の世話及び必要な診療の補助であり、介護に重点をおいたサービスが中心となる。診療行為そのものは行わないので、病状が安定している者が支給対象となる。
- E : × 「2 分の 1 以上の多数」ではなく、「3 分の 2 以上の多数」により議決しなければならない（法附則 3 条の 2 第 2 項, 令 25 条の 2）。

[問 10] 正解 D

- A : × 日雇特例被保険者の保険の保険者は、「全国健康保険協会」のみである（法 123 条 1 項）。
- B : × 不正受給に係る支給制限の対象となるのは、「療養の給付」ではなく、「傷病手当金又は出産手当金」だけである（法 120 条）。
- C : × 全国健康保険協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成したときは、「当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可」を受けなければならない（法 7 条の 27）。㊦ なお、健康保険組合の場合は、「毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない」ものとされている。
- D : 法 21 条 2 項。㊦ また、理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主が選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙するものとされている。
- E : × 「3 か年度」を「5 か年度」に置き換えると正しい内容となる（法附則 3 条の 2 第 1 項）。

厚生年金保険法

[問 1] 正解 E

- A : 法 12 条 2 号。㊦ 「所定の期間」とは、雇用契約の期間のことをいい、適用事業所に臨時に使用される 70 歳未満の者のうち、2 カ月以内の期間を定めて使用される者は、この雇用契約の期間を超えた日から当然被保険者となる。なお、船舶所有者に使用される 70 歳未満の船員は、臨時に使用される者又は季節的業務に使用される者であっても、当初より被保険者となる。
- B : 法 27 条、則 22 条。㊦ なお、船員被保険者に係る資格喪失の届出は、当該事実があった日から 10 日以内に、所定の事項を記載した届書を社会保険事務所長等に提出することによって行うものとされている。また、一括適用事業所の被保険者の資格喪失の届出は、磁気ディスクによってのみ行う（届出期限は 5 日以内）ものとされている。
- C : 法 98 条 2 項、則 6 条。㊦ なお、適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者は、その氏名を変更したときは、10 日以内に、所定の事項を記載した届書に、年金手帳を添えて、これを社会保険事務所長等に提出しなければならない。
- D : 法 6 条 1 項 1 号タ。㊦ 「更生保護事業」とは、自由刑の執行が終わった者、執行猶予中の者、起訴猶予となった者等に対し、帰住の斡旋、金品の貸与をし、又は、一定の施設に収容して必要な教育・訓練の実施、就職等の支援をし、その者の環境の調整、改善を図る事業をいい、厚生年金保険の適用業種の事業に該当する。
- E : × 本肢の障害厚生年金の受給権者は、所定の要件を満たす限り、高齢任意加入被保険者となることができる（法附則 4 条の 3 第 1 項）。㊦ 70 歳以上の障害厚生年金の受給権者であっても、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者であって、その者が法 12 条の適用除外者に該当しないときは、所定の手続を経て、高齢任意加入被保険者となることができる。

[問 2] 正解 B

- A : × 本肢の現物給与の価額は、「社会保険庁長官」ではなく、「厚生労働大臣」が定める（法 25 条）。㊦ なお、本肢の厚生労働大臣の権限について委任は行われな
- B : 法 27 条、則 22 条ほか。㊦ 本肢の場合には、保険者が職権により資格喪失の処理をするため。
- C : × 船舶所有者によって季節的業務に使用される 70 歳未満の船員は、その使用期間にかかわらず、当初より被保険者となる（法 12 条 4 号、法 9 条）。
- D : × 任意適用事業所の取消しの認可があったときは、「その翌日」に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとなる（法 14 条 3 号）。㊦ なお、任意単独被保険者について資格喪失の認可があったときに、その翌日に、その資格を喪失する旨の記述は、そのとおり正しい。
- E : × 「被保険者期間」とは、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの月単位で計算される期間のことであり、本肢のように暦日単位で計算されるものではない（法 19 条 1 項）。㊦ 本肢の被保険者の資格を取得し

た日からその資格を喪失した日の前日までの暦日を単位として計算する期間のことを「被保険者であった期間」という。

[問 3] 正解 C

- A : 法 146 条。☒ 基金が解散した場合であっても、当該基金が解散した日までに支給すべきであった年金たる給付もしくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は解散した日までに移換すべきであった年金給付等積立金もしくは脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、免れることはできないこととされている。
- B : 法 138 条 5 項, 法 139 条 3 項, 基金令 34 条の 2 第 2 号。☒ 「政令で定める基準」とは、加入員が負担する掛金の額が脱退事業所又は解散基金から一括徴収する掛金の額の 2 分の 1 を超えないこと、加入員が掛金を負担することについてその加入員の同意を得ることとされている。
- C : x 基金を設立しようとするときは、当該事業所に使用される被保険者の「2 分の 1 以上」の同意のほか、「被保険者の 3 分の 1 以上で組織する労働組合」があるときは当該労働組合の同意を得て、規約をつくり、厚生労働大臣の認可を受けなければならない(法 111 条 1 項・2 項)。
- D : 法 81 条の 3 第 2 項, 基金令 36 条の 4。☒ 代行保険料率とは、基金において、代行給付費に係る財政の均衡を保つために必要な保険料率のことで、予定利率、予定死亡率の基礎率や、算定上の給付範囲については全基金一律の基準で算定する。また、代行保険料率は、免除保険料率の決定の基礎となる。
- E : 法 139 条 7 項。☒ 本肢の場合には、掛金のうちの「免除保険料額(当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ免除保険料率を乗じて得た額)」が免除されることとなる。

[問 4] 正解 A

- A : 法 83 条 2 項・3 項。☒ 本肢の規定は、事業主と保険者の双方の事務的便宜を図るために設けられたものである。なお、保険料の過納充当をしたときは、保険者は、その旨を事業主に通知しなければならない。
- B : x 加給年金額の加算の対象となっている子(障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子を除く。)については、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したときは、加算の対象から除外され、その後、19 歳に達したときにはじめて障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態になった場合であっても、加算の対象とならない(法 44 条 4 項)。
- C : x 「440 月が上限」を「420 月が上限」に置き換えると正しい内容となる(法附則(平 16) 36 条)。☒ 60 歳台前半の老齢厚生年金の定額部分の年金額の計算に用いる被保険者期間の月数には、生年月日に応じて、「420 ~ 480」の上限が設けられている。
- D : x 本肢中、「保険料に関する処分」に不服がある場合の審査請求先は、「社会保険審査官」ではなく、「社会保険審査会」である(法 91 条)。☒ 保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金の賦課もしくは徴収の処分又は保険料等の督促及び滞納処分に係る不服申立てについては、社会保険審査会に対して審査請求をする一審制となっている。
- E : x 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、受給権者の死亡の当時当該受給権者と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」の順序である(法 37 条 4 項)。☒ 未支給の保険給付の請求に関しては、

「配偶者と子」は、同順位ではなく、「配偶者」が先順位者となる。


[問 5] 正解 D

- A : 法 43 条 3 項, 法附則 7 条の 3。☒ 本肢の繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者が, 受給権を取得した後 65 歳に達する前に被保険者期間を有したときは, この者が 65 歳に達した日の属する月の翌月から, 当該老齢厚生年金の額が改定される。65 歳以後に被保険者期間を有したときは, 退職時改定が適用されるため, 資格を喪失した日から起算して 1 カ月を経過した日の属する月から, 当該老齢厚生年金の額が改定される。
- B : 法 63 条 1 項, S.36.11.7 保文発 9826 号。☒ 本肢の場合, 妻の再婚した夫は, 子からみた場合「直系姻族」に該当するため, 子が当該妻の夫の養子となっても, 子の有する遺族厚生年金の受給権は消滅しない。
- C : 法 60 条 4 項。☒ 本肢の問題文の表現にはやや難がある。配偶者以外の者に支給する遺族厚生年金の額は, 受給権者が 2 人以上であるときは, 受給権者ごとにそれぞれ適用される再評価率を乗じた平均標準報酬額に基づき老齢厚生年金の額の計算の規定の例により計算された額の 4 分の 3 に相当する額を, 受給権者の数で除して得た額となる。
- D : × 中高齢寡婦加算の額は, 妻の生年月日にかかわらず, 一定の金額とされ, 経過的寡婦加算の額は, 妻の生年月日に応じた率を使用し算出される(法 62 条 1 項, 法附則(60)73 条)。☒ 中高齢寡婦加算の額は, 「国民年金法 38 条に規定する遺族基礎年金の額の 4 分の 3」に相当する額である。また, 経過的寡婦加算の額は, 「中高齢寡婦加算の額から, 老齢基礎年金の満額に妻の生年月日に応じた率を乗じて得た額を控除して得た額」である。
- E : 法 58 条 1 項, 法附則(60)64 条 2 項。☒ 死亡日において国民年金の被保険者でなかった者についても, 本肢の保険料納付要件の特例が適用され, 死亡日において 65 歳未満であり, 死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの 1 年間に保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間がなければ, 保険料納付要件を満たしたものとされる。なお, 65 歳未満の厚生年金保険の被保険者が死亡した場合, その者は国民年金の第 2 号被保険者であるため, 問題文として矛盾が生ずる。






[問 6] 正解 B

- A : × 本肢の場合には, 届書の提出を要しない(法 98 条 3 項, 則 32 条)。☒ なお, 加給年金額の加算の対象となっている障害等級の 1 級又は 2 級の障害の状態にある子が, 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した日以後, 20 歳に達する前に当該障害の状態に該当しなくなったときは, 10 日以内に, 加給年金額対象者の不該当の届書を提出しなければならない。
- B : 法附則(平 12)22 条 1 項。☒ 平成 15 年 4 月 1 日から総報酬制が導入されたことに伴う措置である。
- C : × 本肢中の「第 30 級の 605,000 円」を「第 30 級の 620,000 円」に置き換えると正しい内容となる(法 46 条 2 項, 法 20 条 1 項)。☒ 70 歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額については, 法 20 条の標準報酬月額の規定が準用される。
- D : × 船員たる 70 歳以上の使用される者についての報酬月額の届出は, 「7 月 10 日まで」ではなく, 「10 日以内」とされている(法 27 条, 則 18 条, 則 19 条の 3)。☒ 本肢中の「船員たる被保険者」とあるのは, 正しくは「船員たる 70 歳以上





の使用される者」である。

- E : x 本肢の場合に配偶者に係る加給年金額に加算される特別加算の額は、「170,700円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である168,100円」ではなく、「33,200円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である33,400円」である（法附則（60）60条2項）。 特別加算の額は、老齢厚生年金の受給権者の年齢が若いほど大きい額とされ、当該受給権者が昭和18年4月2日以後に生まれた者である場合に最も大きい額となり、その額は「165,800円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である166,800円」となる（金額は平成21年度の本来の額）。なお、本肢中の「170,700円」、「168,100円」は、物価スライド特例措置に係る金額である。

[問 7] 正解 C

- A : 法78条の2,法42条ほか。 標準報酬の分割を受けた場合であっても、その者自身の年金加入記録に基づき受給資格期間を満了し支給開始年齢に達したときに老齢厚生年金が支給される。また、分割を行った元配偶者が死亡しても自分自身の老齢厚生年金の額に影響しない。
- B : 法78条の3第1項。 按分割合の上限は2分の1(50%)で、分割によって第2号改定者の対象期間標準報酬総額が第1号改定者の対象期間標準報酬総額を超えることはない。また、按分割合の下限は、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額に対する分割前の第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超えるものとされている。
- C : x 「当該事情が解消したと認められる事由に該当した日から起算して1年を経過したとき」を「当該事情が解消したと認められる事由に該当した日の翌日から起算して2年を経過したとき」に置き換えると正しい内容となる（法78条の2第1項,則78条,則78条の3第1項）。 なお、事実婚の期間については、国民年金の第3号被保険者として認定されていた期間に限り離婚分割の対象とされるが、事実婚関係が解消したと認められる事由に該当した日の翌日から起算して2年を経過したときは、標準報酬改定請求をすることはできなくなる。
- D : 法78条の4。 標準報酬改定請求後又は標準報酬改定請求の請求期限の経過後や情報の提供を受けた日の翌日から起算して3月を経過していない等の場合は、情報の提供を求めることはできないとされている。
- E : 法附則（平16）46条。 平成19年4月1日（合意分割の規定の施行日）以降に離婚等をした場合には、施行日前の対象期間を含めて、分割の対象となる。

[問 8] 正解 E

- A : 法81条4項,農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則19条。 なお、農林漁業団体の事業所に使用される被保険者の厚生年金保険料率は、平成20年10月分以降は一般の被保険者と同様の保険料率である。
- B : 法24条の2。 なお、昭和61年4月1日前の船員保険の被保険者であった期間の各月の旧船員保険法による標準報酬月額、それぞれその各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる。
- C : 法附則（60）79条。 国庫は、毎年度、昭和36年4月1日前の被保険者期間に係る保険給付に要する費用の100分の20（当該期間のうち第三種被保険者であった期間に係る保険給付に要する費用については、その100分の25）に相当する額を負担する。
- D : 法81条4項,法附則（平16）33条。 日本たばこ産業株式会社及び旅客鉄道

会社に使用される被保険者に係る保険料率は、平成 21 年 9 月分以降は、一般の被保険者と同様の保険料率となる。

- E : x 「その月の 10 日まで」を「翌月末日まで」に置き換えると正しい内容となる(法 83 条 1 項)。☒ 毎月の保険料の納期限がその月の 10 日(初回分は保険者の指定日)とされているのは、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者である。

[問 9] 正解 B

- A : x 本肢の場合、従前の障害厚生年金の受給権は消滅しない(法 47 条の 3)。☒ 本肢は、法 48 条の併合認定ではなく、基準障害による障害厚生年金に該当するため、最終的には、従前の障害厚生年金と基準障害による障害厚生年金について、いずれか一方を選択して受給することになる。
- B : 法 98 条 3 項、則 51 条の 4。☒ 「指定日」とは、受給権者の誕生日の属する月の末日のことであり、社会保険庁長官が届書等を提出すべき日として指定する日のことである。
- C : x 「どちらか早い日」ではなく、「どちらか遅い日」に、障害厚生年金の受給権が消滅する(法 53 条 2 号・3 号)。
- D : x 「1 年 6 か月を経過した日後」を「1 年を経過した日後」に置き換えると正しい内容となる(法 52 条 2 項・3 項)。☒ なお、障害基礎年金の受給権を有しない障害厚生年金の受給権者は、65 歳以後は、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することはできない。
- E : x 障害厚生年金の額は、老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額であるが、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 に満たないときは、これを 300 として計算することになっている(法 50 条 1 項)。したがって、障害等級 1 級に該当する者についても、300 月のみなし計算を行った後の額に 100 分の 125 を乗じて得た額に相当する額となる(法 50 条 2 項)。

[問 10] 正解 C

- A : x 延滞金の金額に「100 円未満の端数」があるときは、その端数は切り捨てることとされている(法 87 条 5 項)。☒ なお、延滞金の金額を計算するに当たり、「保険料額に 1,000 円未満の端数」があるときは、その端数は、切り捨てて計算することとされている。
- B : x 「納期限の日から保険料完納の日までの日数」ではなく、「納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押さえの日の前日までの日数」によって計算した延滞金を徴収する(法 87 条 1 項)。
- C : 法 86 条 5 項・6 項。☒ 本肢の場合、厚生労働大臣は、市町村に対し、手数料として徴収金の 100 分の 4 に相当する金額を交付しなければならないこととされている。
- D : x 子を対象とした加給年金額は、1 人目及び 2 人目の子については各 224,700 円、3 人目以降の子については各 74,900 円に、それぞれ改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である(法 44 条 2 項)。☒ なお、配偶者を対象とした加給年金額についての記述は、そのとおり正しい。
- E : x 特例遺族年金の額は、「遺族厚生年金の額の 100 分の 50 に相当する額」ではなく、「報酬比例部分と定額部分とを合わせた額の特別支給の老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額の 100 分の 50 に相当する額」である(法附則 28 条の 4 第 1 項・2 項)。☒ 特例遺族年金は、死亡した者が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと、死亡した者が 1 年以上の被保険者期間を有するこ

と、死亡した者の被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が 20 年以上あること、その者の死亡について遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないことの要件を満たしたときに、その遺族に支給される。

国民年金法

[問 1] 正解 E

- A : x 「その者の年齢に関わりなく」を「その期間内に」に置き換えると正しい内容となる(法 30 条の 2)。☒ 「その期間内に」とは、具体的には、「65 歳に達する日の前日までの間に」の意味である。したがって、事後重症による障害基礎年金は、65 歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、かつ、その期間内に請求することによりその受給権が発生する。
- B : x 子の加算額は、2 人目までの子に係る額の方が 3 人目以降の子に係る額より大きい(法 33 条の 2 第 1 項ほか)。☒ 具体的には、2 人目までは各 224,700 円に改定率を乗じて得た額とし、3 人目以降は各 74,900 円に改定率を乗じて得た額とされている(いずれも法定額の場合)。
- C : x 「社会保険事務所長」を「社会保険庁長官」に置き換えると正しい内容となる(法 34 条 1 項)。☒ 本肢の障害基礎年金の額の改定に係る権限は、社会保険庁長官から地方社会保険事務局長等に委任されていない。
- D : x 「障害認定日において 65 歳未満であること」は支給要件とされていないため、本肢の場合、他に保険料納付要件を満たしていれば、障害基礎年金は支給される(法 30 条 1 項 2 号)。☒ 「障害認定日」については、年齢要件は設けられていない。
- E : 法附則(60)25 条 1 項。☒ なお、昭和 61 年 3 月 31 日において母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であった者については、昭和 61 年 4 月 1 日に、これらについても裁定替えされ遺族基礎年金を支給することとされた。

[問 2] 正解 C

- A : 法 93 条 1 項, 令 7 条。☒ 被保険者は、将来の一定期間の保険料(一部免除の保険料を含む。)を前納することができる。なお、付加保険料も前納することができることとされている。
- B : 法 93 条 1 項, 令 8 条 1 項。☒ 当月分の保険料を口座振替によって、当月末日に前納する場合にも、保険料が割引きされる。
- C : x 老齢基礎年金の受給権者(本肢の場合は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者)は、その年齢に関わりなく、保険料を追納することはできない(法 94 条 1 項)。
- D : 法 93 条 1 項, 令 9 条。☒ なお、保険料を前納している第 1 号被保険者が、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった場合には、その該当するに至った日に任意加入被保険者となる旨の申出をしたものとみなされる。
- E : 法 26 条, 法 27 条ほか。☒ 「学生納付特例期間」は、老齢基礎年金や寡婦年金の支給要件の 1 つである 25 年の「受給資格期間」には算入されるが、老齢基礎年金や寡婦年金の「年金額の計算の基礎」には算入されない。「若年者納付猶予期間」も同様である。

[問 3] 正解 D

- A : x 本肢の場合、遺族基礎年金の額に振替加算相当額は加算されない(法附則(60)14 条, 同 16 条ほか)。☒ 振替加算は、一定の要件を満たす者の老齢基礎年金に対

してのみ行われるものであるため、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額に振替加算相当額は加算されない。

- B : × 本肢の場合は、振替加算に相当する部分の支給は停止されない（法附則（60）16条 1 項）。☒ 振替加算が行われている老齢基礎年金の受給権者が、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、振替加算額に相当する部分の支給が停止される。
- C : × 本肢の場合、振替加算相当額のみ老齢基礎年金は支給されない（法 27 条、法附則（60）14 条 1 項・2 項）。☒ 振替加算相当額のみ老齢基礎年金は、振替加算の要件に該当している者で、保険料納付済期間及び保険料免除期間（学生納付特例に係る期間を除く。）を 1 月も有しない者が、合算対象期間、学生納付特例の期間により受給資格期間を満たしている場合に限って支給される。
- D : 法附則（60）14 条ほか。☒ 振替加算は、振替加算の要件に該当した後に離婚したとしても、その離婚を理由として支給停止されることはない。なお、離婚による年金分割を行ったことにより、離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間を含めた厚生年金保険の被保険者期間が 240 以上である老齢厚生年金を受けられる場合は、振替加算は行われなないこととなる。
- E : × 老齢基礎年金の支給の繰下げの申出をしたときは、同時に振替加算額も繰下げて支給されるが、振替加算額には政令で定める増額率を乗じて得た額は加算されない（法附則（60）14 条 1 項）。

[問 4] 正解 A

- A : × 付加年金は、老齢基礎年金のみと併せて支給されるものであり、遺族基礎年金と併せて支給されることはない（法 43 条）。☒ 付加年金は、付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、「老齢基礎年金」と併せて支給されるものであり、老齢基礎年金以外の年金（障害基礎年金、遺族基礎年金又は寡婦年金）と併せて支給されることはない。
- B : 法附則 5 条 8 項。☒ なお、海外に住所を有する任意加入被保険者が保険料を滞納した場合には、その後、「保険料を納付することなく 2 年間に経過したときは、その日の翌日に」、被保険者の資格を喪失する。
- C : 法 70 条。☒ また、故意の犯罪行為もしくは重大な過失により、障害もしくはその原因となった事故を生じさせた者の当該障害についても、これを支給事由とする給付は、その全部又は一部を行わないことができることとされている。
- D : 法 89 条、則 76 条。☒ 法定免除事由に該当しなくなった場合の届出を行わなくてもよいとされているのは、保険料の一部免除の申請をしたとき、法定免除事由のいずれにも該当しなくなった日から 14 日以内に保険料の全額免除、一部免除、学生納付特例の申請をしたとき、社会保険庁長官又は地方社会保険事務局長等が法定免除事由のいずれにも該当しなくなったことを確認したときとされている。
- E : 法 7 条 2 項、令 4 条の 2、S.61.3.31 庁保発 13 号。☒ 被扶養配偶者の具体的な認定基準については、健康保険法等における被扶養者の認定基準と同じ基準とされている。

[問 5] 正解 B

- A : × 国内居住要件が問われるのは、第 1 号被保険者についてだけである（法 7 条 1 項 1 号・3 号）。☒ 第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者については国居住要件は

問われない。

- B : 法附則 6 条。㊦ この特例的な取扱いが適用されるのは、第 1 号被保険者が適用除外事由に該当した場合（被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当した場合）に限られる。日本国内に住所を有しなくなったことにより第 1 号被保険者の資格を喪失した場合等においては、この特例は適用されない。
- C : × 地方議会議員共済会が支給する退職年金は、被用者年金各法に基づく老齢給付等に該当するため、第 1 号被保険者として強制適用を受けることはできない（法 7 条 1 項 1 号、令 4 条）。
- D : × 本肢の場合、日本国内に住所を有しない者であるため、任意加入の申出に際し、口座振替納付を希望する旨の申出は要しないものとされている（法附則 5 条 2 項）。㊦ 口座振替納付を希望する旨の申出等を行うことが義務づけられているのは、日本国内に住所を有する者が任意加入被保険者となる旨の申出を行う場合に限られている。
- E : × 日本国籍を有する 65 歳以上 70 歳未満の者が、日本国内に住所を有しない場合であっても、所定の要件を満たしていれば、特例による任意加入被保険者となることができる（法附則（平 6）11 条 1 項、法附則（平 16）23 条 1 項）。㊦ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた者（第 2 号被保険者を除く。）であって、日本国内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の者、日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない 65 歳以上 70 歳未満の者は、老齢基礎年金等の受給権を有する場合を除き、社会保険庁長官に申し出て、被保険者となることができる。

[問 6] 正 解 C

- A : × 本肢の場合、他の年金給付の受給権者となった日において、支給繰下げの申出があったものとみなされるため、誤りとなる（法 28 条 2 項）。㊦ なお、支給開始に関する規定（支給は、支給繰下げの申出のあった日の属する月の翌月から始める）は、他の年金給付の受給権者となった日以後においても適用されることになる。
- B : × 本肢の者であっても、脱退一時金の支給を請求することができる（法附則 9 条の 3 の 2 第 1 項、令 14 条の 3）。㊦ なお、障害基礎年金、旧法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の裁定替えされた遺族基礎年金、旧法による障害年金・母子年金・準母子年金・老齢福祉年金の受給権を有したことがある者は、脱退一時金の支給を請求することはできない。
- C : 法附則（60）94 条。㊦ 基礎年金の導入による年金制度の一元化に伴い、一人一年金の原則によって年金給付の体系が整理され、旧厚生年金保険法等の障害年金等と国民年金法による老齢基礎年金とは、いずれか一方を選択して受給することとされたことから、旧厚生年金保険法等の障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 3 月 31 日以前に国民年金に任意加入した者等について、特別一時金を支給することとしたものである。
- D : × 保険料の滞納により老齢基礎年金の受給資格を得ることができなくなった場合であっても、任意脱退の承認の申請をすることはできない（法 10 条 1 項）。
- E : × 本肢の合算対象期間は、任意脱退の規定の適用については、被保険者期間としてみなされる（法 10 条 1 項、法附則 7 条）。㊦ 昭和 61 年 4 月 1 日以後の合算対象期間、昭和 61 年 4 月 1 日以前の合算対象期間はいずれも任意脱退の規定の適用については、その者の被保険者期間に通算される。

[問 7] 正解 C

- A : 法 92 条の 2。㊦ 口座振替による納付には、「毎月の保険料の納付」、「6 月又は年を単位とする前納保険料の納付」、「社会保険庁長官が定める期間に係る前納保険料の納付」がある。
- B : 則 75 条。㊦ 第 1 号被保険者は、法定免除事由のいずれにも該当しなくなったときは、原則として、所定の事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14 日以内に、これを社会保険事務所長等に提出しなければならない。
- C : × 「118 万円」を「78 万円」に置き換えると正しい内容となる（法 90 条の 2 第 1 項、令 6 条の 8 の 2）。㊦ なお、扶養義務者がいない場合における半額免除に係る前年の所得額は「118 万円」、4 分の 1 免除に係る前年の所得額は「158 万円」である。
- D : 法 90 条 1 項、則 77 条の 7 ほか。㊦ 免除事由のうち、「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由があるとき」に係る「厚生労働省令で定める事由（免除申請のあった日の属する年度又はその前年度において、「災害等」により一定の損害を受けたときや、「失業」により保険料を納付することが困難と認められるとき等）」に該当する。
- E : 法 89 条 1 項、令 6 条の 5 第 1 項、則 74 条、則 74 条の 2。㊦ 「刑務所で服役していること」は、法定免除事由のいずれにも該当しない。なお、本肢の事由に該当する者の所得が申請全額免除又は申請一部免除の事由に該当するときは、保険料の免除の申請をすることができる。

[問 8] 正解 D（疑義が残る） 正答なし

- A : × 遺族の範囲に属する子と生計を同じくしない妻は、遺族基礎年金の受給権を取得することはできない（法 37 条の 2）。㊦ 本肢のただし書のような例外措置は設けられていない。
- B : × 寡婦年金の受給権は、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅するが、60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権を取得したときであっても消滅しない（法 51 条、法附則 9 条の 2 第 5 項ほか）。㊦ 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権を取得したときは、法 20 条（併給調整）の規定によりいずれか一方を選択受給することになる。
- C : × 遺族基礎年金の受給権を有する間、第 1 号被保険者の適用除外になることはないため、当該者は国内居住要件、年齢要件等の資格要件を満たす限り、第 1 号被保険者となる（法 7 条 1 項 1 号ほか）。
- D : () 法附則 9 条の 2 第 1 項・4 項、令 12 条の 2。㊦ 繰上げ支給の老齢基礎年金の年金額は、「本来の老齢基礎年金額に減額率を乗じて得た額」ではなく、「本来の老齢基礎年金の額から、当該額に減額率を乗じて得た額を減じた額」となるべきものであるため、本肢は正確には「 」とはいえない。

択一式「国民年金法・問 8」については、当塾の速報発表時（8 月 25 日（火））において、正解を D としたうえで、『「本来の老齢基礎年金の額に減額率を乗じて得た額となる」の箇所は、「本来の老齢基礎年金の額から、当該額に減額率を乗じて得た額を減じた額」となるべきものであり、疑義が残ります。』と指摘してきました。8 月 28 日（金）に、試験センターから、この問 8 について、「正答なし」とする以下の発表がありました。

「択一式試験問題のうち「国民年金法」の問 8 について、正しい選択肢について択一すべきところ、本来正答とされるべき選択肢（D）に誤りがあり、正答なしと

「なった。該当する問題の採点に当たっては、全員正解として処理する。」
したがって、当塾の速報も問8を「正答なし」としました。

E : × 寡婦年金の額には、本肢のような 8,500 円を加算する規定は設けられていない（法 50 条）。☒ 死亡した者が付加保険料を 3 年以上納付している場合に 8,500 円が加算されるのは「死亡一時金」である。

[問 9] 正解 D

- A : 法附則(60)12条1項4号,同別表3。☒ いわゆる「中高齢の期間短縮措置」である。なお,昭和26年4月1日以前に生まれた男子の場合には,「40歳に達した日以後」の厚生年金保険の被保険者期間が,本肢の期間あれば,老齢基礎年金の受給資格期間を満たすこととなる。
- B : 法附則(60)8条5項7号。☒ 本肢の脱退手当金の計算の基礎となった期間のうち,昭和36年4月1日前の期間は,合算対象期間には算入されないので注意すること。
- C : 法附則(60)8条5項7号の2。☒ 共済組合が支給した退職一時金については,一定期間内に限り,これを返還することができる措置が設けられていたため,その全てが合算対象期間となるものではない。
- D : × 本肢の期間は,60歳未満であった期間に限り,合算対象期間となる(法附則(60)8条5項8号)。
- E : 法附則(60)16条1項。☒ 障害基礎年金の全額につき支給が停止されている場合には,当該振替加算額相当額は支給停止されないことになる。

[問 10] 正解 E

- A : × 本肢の学生等である第1号被保険者は,社会保険庁長官に申請し,学生納付特例の適用を受けて国民年金保険料の納付を要しないものとなる(法90条の3第1項)。☒ 学生納付特例における所得状況をみる場合は,「学生等又は学生等であった本人の所得状況」によって判定されるため,親元の世帯の所得状況は,保険料免除の適否に際し影響ないこととされている。
- B : × 本肢の学生等である被保険者には,法定免除が優先して適用される(法89条1項,法90条の3第1項)。☒ 学生等である被保険者には,申請免除に関する規定(学生納付特例に係る規定を除く。)は適用されないが,法定免除に関する規定は適用される。
- C : × 本肢の保険料全額免除期間には,「学生納付特例」又は「若年者納付猶予」の規定により免除された期間のうち,追納の規定により納付された保険料に係る被保険者期間を除いたものも含まれる(法5条4項)。☒ 国民年金法において,「保険料全額免除期間」とは,第1号被保険者としての被保険者期間であって法定免除,全額申請免除,又は学生納付特例の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち,追納の規定により納付されたものとみなされた保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。また,若年者納付猶予期間は,国民年金法の規定の適用については,基本的に学生納付特例期間と同様の扱いをすることとされている。
- D : × 任意加入被保険者には,すべての保険料免除の規定は適用されないため,保険料の免除の申請をすることはできない(法附則5条11項,法附則(平6)11条11項,法附則(平16)23条11項)。
- E : 法52条の2第1項。☒ 死亡した被保険者の保険料の掛捨て救済の位置付けに

ある死亡一時金については、その支給要件に係る第 1 号被保険者としての被保険者期間には、保険料納付実績を伴わない保険料全額免除期間は含まれない。